

平成20年度当初予算編成について

1. 本市の財政状況

本市の財政状況は平成18年度一般会計決算で見ると、自主財源の根幹をなす市税収入が前年度に比べて2.1%増加したものの、扶助費や公債費等の義務的経費が2.8%増加し、市債残高についても平成18年度末で396億3,000万円に達するなど、財政の硬直化を招きかねない厳しい状況となっている。

今後の財政状況についても、企業の景気回復など明るい材料はあるものの、大幅な税収増は見込めないうえ、国の「三位一体の改革」に伴う影響や新型交付税の導入など更なる削減が見込まれる。

このため、行財政改革大綱・集中行財政改革プラン等の施策を着実に実施し、自主財源の確保に努めることはもとより、事業の選択と集中に徹し、持続可能な財政構造の確立を図っていく必要がある。

国は、「経済財政改革の基本方針2007」を踏まえ、平成20年度当初予算についても、引き続き財政健全化の厳しい基準を設定し、歳出全般の徹底した見直しを行い、基礎的財政収支の改善と、国債発行額を極力抑制するとしている。

一方、地方財政は、数次にわたる景気対策等に伴い発行した地方債の償還や社会保障関係経費の増加など、構造的に極めて厳しい状況にあり、歳出・歳入一体改革の実現に向け、最大級の削減を行うものとされ、地方交付税総額は引き続き抑制される見込みである。

県は、公債費が高水準となっていることや医療福祉関係費が増大し、経常収支比率も90%を超えるなど硬直した財政構造が続いている。基金に大きく依存しない財政運営を確立することが急務との認識のもと「平成20年度政策経営基本方針」を踏まえ、「とちぎ元気プラン」の施策を着実に推進するため、事業手法の見直しや、自主財源の確保などに取り組み、主体的に事業の再構築を推進することを基本に予算編成にあたっている。

2. 予算編成方針

平成 20 年度の予算編成にあたっては、まちづくりの指針である総合計画を軌道に乗せ、部門計画に掲げた事業を着実に実施していくとともに、市政を取り巻く環境の変化や市民ニーズに迅速・的確に対応していかなければならない。

このため、市民の要望や実施熟度を見極めながら、事業の選択と集中に徹した財源配分の効率化、重点化を進める必要がある。

[平成 20 年度事務・事業推進のキーワード“選択と集中”]

平成 20 年度は、(仮称)黒磯インター整備関連事業や市街地再開発事業などのプロジェクトが完了するほか、大規模アウトレットモールが(仮称)黒磯インター付近に進出するなど、今後の那須塩原市の“飛躍”に向けた年となる。

また、継続事業の中でも、市の代表プロジェクトである第二期ごみ処理施設整備事業、3・4・1 本郷通り道路改良事業、西那須野地区まちづくり交付金事業等が総仕上げの段階へと入っていく年でもある。

このことから、那須塩原市の飛躍に向け、しっかりと事業を“選択”し、必要なところには“集中的”に投資を行なうことで、事業の早期完了を図るとともに、市民満足度の向上に寄与することを目指し、予算編成を行なうものとする。

各部課においては、市の財政状況、予算編成方針を十分理解し、全職員が共通認識に立ち、次の諸点に留意し予算要求されたい。

- 第 1 実施計画に計上された事業は、実施計画計上額を要求の限度額とする。
徹底したコスト意識のもと、事業の実施熟度を高め、優先順位等を精査して要求すること。
- 第 2 平成 21 年度が終期となる集中行財政改革プランは、着実な履行と実施結果の公表が求められている。早期に改革効果が発揮されるよう考慮し、要求すること。
- 第 3 すでに着手の継続事業は、早期完了と成果重視を念頭に、改めて事業計画を精査のうえ、適切に要求すること。
- 第 4 平成 19 年度に行政評価の手法に基づき事務事業評価を行ったものについては、評価結果を踏まえて要求すること。
- 第 5 予算要求は、通年ベースとし、年間必要額を精査するとともに、徹底した経費の見直しを行うこと。また、見積りは、積算基礎を明確にし、要求すること。

- 第6 修繕料で緊急対応が必要な経費は、“セーフティネット”予算を計上する。
修繕料は、真に必要額のみを要求とすること。
- 第7 部の主体性発揮の観点から、枠配分方式をさらに拡大する。枠配分する事業は、別紙のとおりで、予算査定の対象外とする。関係部は、予算配分枠内で、緊急度や実施熟度等を考慮の上、部の裁量で優先順位を付け、実施事業を選択すること。
- 第8 できるだけ経費をかけずに職員自らの知恵と力で実施する「創意・工夫事業」をさらに拡大する。各自が、それぞれの事務事業をもう一度見つめ直し、意欲を持って取り組むこと。
- 第9 国は、歳出全般の徹底した見直しを行うとしており、国庫補助負担金の廃止・縮減など、制度の変更等が予想される。国の動向、県の対応等を適切に把握し、国・県支出金の見積りに遺漏のないよう対処すること。
- 第10 県や周辺自治体、広域行政事務組合など、関係諸機関との協議が必要なものは、十分に調整のうえ要求すること。
- 第11 複数部門で推進する必要がある事業は、各部課間の調整を行い、相互の重複を除き適切に要求すること。
- 第12 予算の要求漏れなど、予算計上の不具合を是正するため、部長による予算の「再協議」を実施する。
- 第13 平成20年度は新組織機構でのスタートとなるが、予算要求にあたっては、現行での予算要求とすること。その後、関係課と協議の上、新体制に移行する。